

総行福第 155 号
令和 5 年 5 月 24 日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公印省略)

「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」
の一部改正について

オンライン資格確認における医療保険者等向け中間サーバー等への個人番号登録については、「オンライン資格確認等システムにおける迅速かつ正確な資格情報等の取扱いについて(依頼)」(令和 5 年 4 月 19 日付け総行福第 143 号)、「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」(令和 5 年 5 月 19 日付け総行福第 153 号)などにより適切に対応していただくよう通知しているところです。

今般、保険者等から加入者本人のものと異なる個人番号が中間サーバーへ登録されたため、別の方の医療情報が第三者に閲覧された事案が新たに発生したことを受け、厚生労働省から別添のとおり「「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正について」(令和 5 年 5 月 23 日付け保保発 0523 第 2 号、保国発 0523 第 1 号、保高発 0523 第 1 号、保連発 0523 第 1 号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知。以下「厚生労働省通知」という。)が発出されました。

これを踏まえ、地方公務員共済組合についても、適切に対応するよう貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合(以下「共済組合」という。)に下記について通知のうえ、正確な資格情報等の登録について、これまで通知した取扱いを徹底していただくようよろしく御指導願います。

記

- 1 厚生労働省通知「1. 過去に登録した加入者の資格情報等の点検・修正の依頼」について適切に対応すること。
ただし、報告に当たっての手順等は別途連絡すること。
- 2 厚生労働省通知「2. 連名通知の主な改正内容」を踏まえ、異なる個人番号が登録されていることを検知した場合、原因を特定の上、同様の方法で個人番号を取得・登録したケースについて、全件、正しい個人番号が登録されていることを確実に点検すること。

以上

総務省自治行政局公務員部福利課企画係
担当：小畑、増山
電話：03-5253-5557(直通)